



Tottori Pref.

東日本大震災対策本部会議

日時: 6月23日(木) 16:00~17:00

場所: 災害対策本部室(県庁第2庁舎3F)

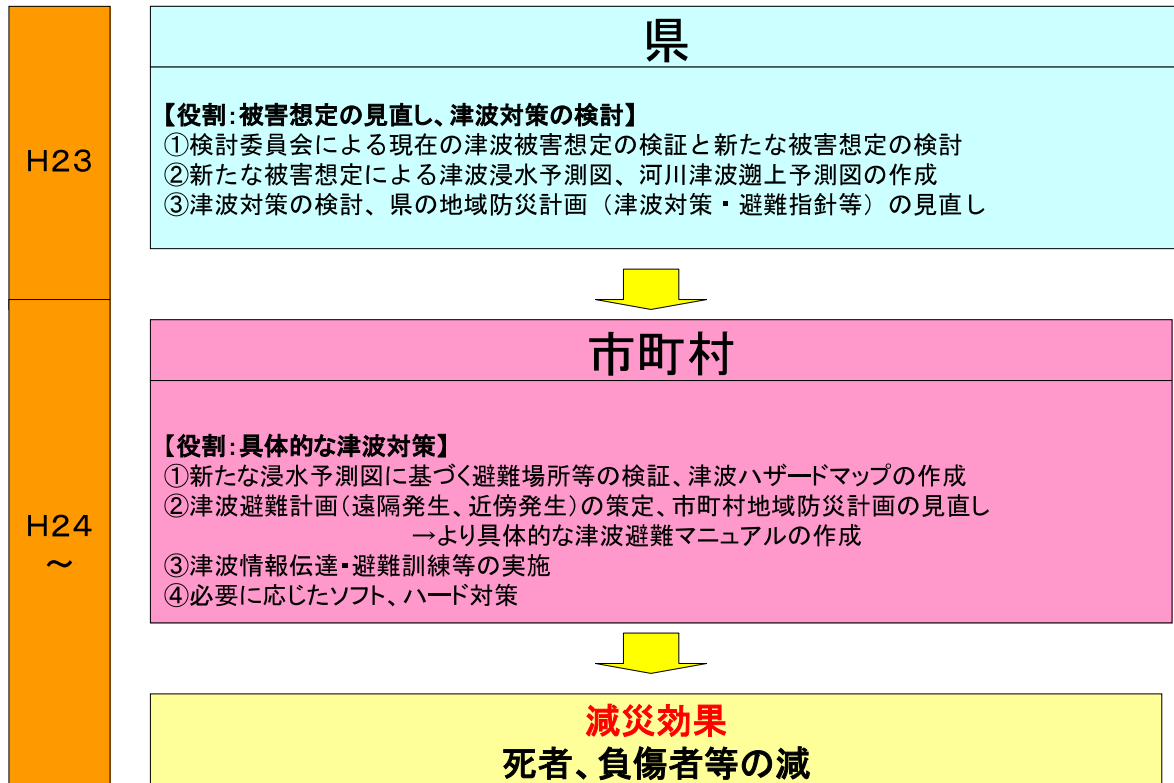
次第

I あいさつ

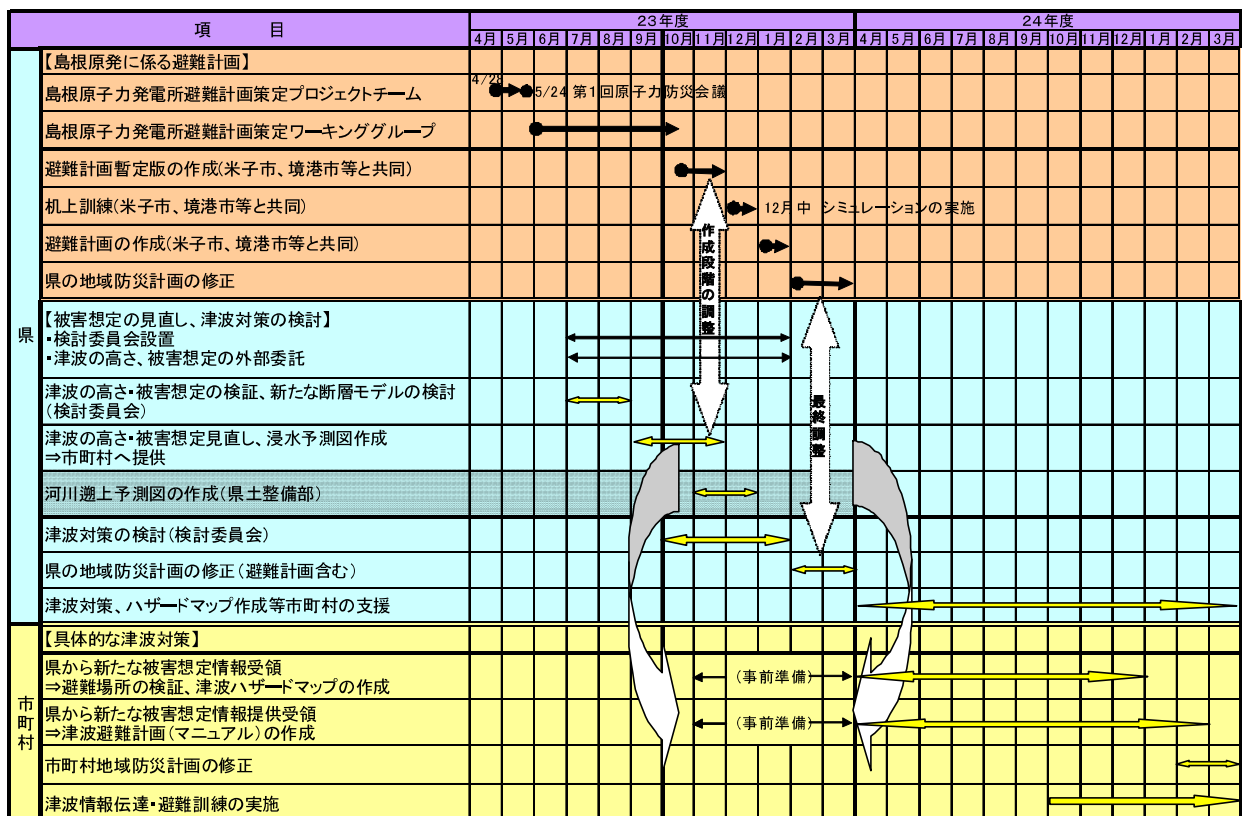
II 議事

- 1 津波対策について
- 2 島根原発に係る避難計画について
- 3 福島県における放射線被爆測定への支援について
- 4 福島県等に係る被災者支援対策の拡充について
- 5 その他

津波対策見直し計画（案）



島根原発に係る避難計画及び地震津波対策見直しのスケジュール(案)



鳥取県津波対策検討委員会(仮称)

1 目的

東北地方太平洋沖地震の想定を超える大津波による被害の発生状況を踏まえ、「鳥取県地震防災調査研究報告書(平成17年3月報告)」の津波被害想定の見直しや地震津波対策の検討を行う。

2 協議事項

- ・現在の津波被害想定を検証と新たな被害想定を検討
- ・津波減災対策の検討 等

3 想定委員

(学識経験者) 5名 (海岸工学1、地震対策2、地震地質学1、津波避難対策1)

(沿岸市町村代表) 2名 (市1、町村1 防災担当所属課長級職員)

※国交省、委員以外の沿岸市町村等の関係機関も、オブザーバーとしての参加を想定

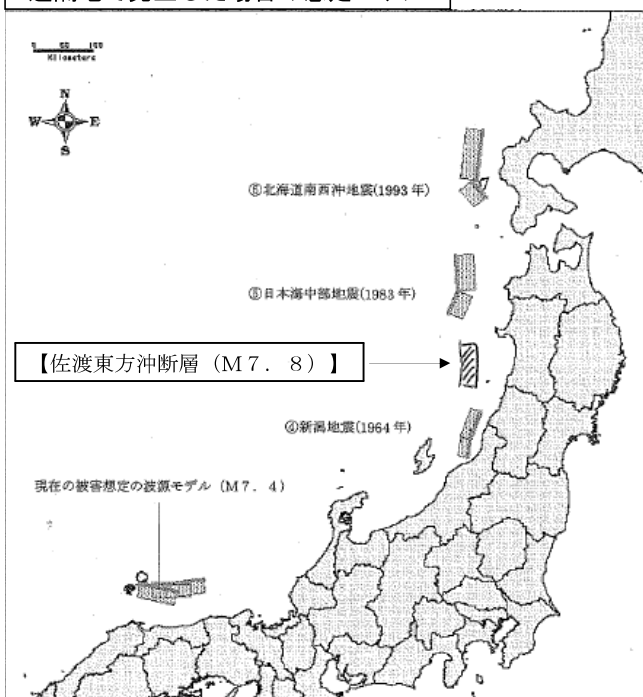
4 開催スケジュール(案)

- | | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 23年 | 7月 | 第1回 | 現在の被害想定を検証と新たな被害想定を検討 |
| | 8月 | 第2回 | 新たな被害想定(震源モデル等)の決定 |
| | 12月 | 第3回 | 新たな浸水予測図、河川遡上予測図の検証、避難対策等の検討
市町村への情報、データ提供 |
| 24年 | 1月 | 第4回 | 避難対策の決定 等 |

新たな被害想定を検討する断層(案)

西田所長、松原教授、香川教授との協議(H23.4.8)で提案をいただいた検討すべき断層

遠隔地で発生した場合の想定モデル



近傍で発生した場合の想定モデル



【H23. 4月緊急要望、7月要望予定】

日本海西部海域における地形・活断層調査について

(要望内容)

東北地方太平洋沖地震の地震・津波被害を踏まえた対策の見直しが必要であるが、日本海西部海域の地形・活断層について調査・評価がなされていないため、早急にこの地域の地形・活断層調査を実施すること。



【地震調査研究推進本部の調査観測対象検討経緯】

H 9年8月 基盤計画の策定

11年4月 総合基本計画(当面10年間)の策定

15年6月 東南海・南海地震を重点観測地震に選定

16年7月 日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震を重点観測地域に選定

17年8月 当面の重点観測地域として、東海、東南海、南海、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震を選定

21年4月 新総合基本計画(当面10年間)の策定 重点観測地域は、東海、東南海、南海、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震を選定

<参考> 地震調査研究推進本部が長期評価対象としている地震(主な海溝型地震の評価結果)

出典:地震調査研究推進本部資料

鳥取県の原子力安全対策について

【鳥取県の取り組み】

- ①避難計画の策定
- ②当分の間、県内5カ所で毎週放射線モニタリング開始（6/14から）
- ③原子力防災専門家会議に原子炉工学の専門家の就任、地震津波に係る防災専門家の参画、原子力に関する専門的な知識を有する職員の配置（予定）
- ④中国電力との安全協定締結に向けての協議
- ⑤国、中国電力に対して、安全対策の要望
- ⑥国や中国電力の原子力安全対策への対応をHPや報道機関を通じて情報提供

【国へ求めていること】

- ①原子力発電所の安全対策の徹底
- ②自治体や住民が適切な判断に基づき対応できる監視体制、影響予測情報体制の構築
- ③EPZの範囲の見直し
- ④関係隣接県としての扱い
- ⑤財政的支援の充実
- ⑥安全協定締結の指導

【中国電力へ求めていること】

- ①福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施
- ②安全確保のための必要な対策の実施
- ③安全協定の締結
- ④EPZ範囲見直しへの国への働きかけ

原子力発電所に対する県民の安全・安心の確保、不安解消へ

島根原子力発電所に係る避難計画について

①避難計画策定の考え方

福島第一原発事故の避難指示の状況をもとに避難計画を策定

②避難計画策定の対象範囲

福島第一原発事故において、一旦30km圏内に屋内退避区域が設定されたことから、**30km圏内を対象とする。**

③島根県等と連携した避難計画の策定

島根県側から本県へ、あるいは本県を通過して住民が避難することが想定されるため、**両県地域住民が一体的に避難できるよう、米子市、境港市と調整のうえ、島根県側と連携して計画策定する。**

【島根県との協議】

○第1回原子力防災連絡会議(5/24)

【出席自治体】(2県8市町)

- ・島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町
- ・鳥取県、米子市、境港市

→検討は30km圏内とし、両県、関係市町と連携して課題に取り組むことを確認。以降、作業部会を設けて基礎調査、検討開始。(6/8・第1回作業部会開催)

【鳥取県内の避難計画策定に向けての検討】

○島根原子力発電所避難計画策定プロジェクトチーム(4/28)、ワーキンググループ(6/6)を県庁内に設置

→鳥取県内(30km圏内)の避難計画の策定に向け、島根県とも連携しながら、基礎調査、検討を開始。

→調査、検討、机上(シミュレーション)訓練を経て、更に原子力専門家会議、津波被害想定とも調整を図りながら避難計画を策定する予定。

※避難計画策定スケジュール

秋頃 原子力専門家会議でのチェック → 11月中 津波被害想定との調整 → 12月中 机上(シミュレーション)訓練の実施 → 1月中 避難計画暫定版の完成 → 2～3月中 津波被害想定との最終調整後、防災対策暫定計画へ反映。

原子力防災専門家会議について

- ・避難計画、モニタリング計画等、原子力防災対策全般に助言を受けて、必要な見直しを行う。(H23年秋頃)
- ・必要な事項は地元等と調整して、暫定運用を開始する。(H24年1月頃)

【原子力防災専門家会議】

【任期】平成22年4月1日～平成24年3月31日

専門分野	氏 名	所属・役職
環境放射能	静間 清	広島大学大学院 工学研究科 教授
放射能環境動態	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所 准教授
放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学工学部 情報工学科 教授
緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター センター長
放射線治療、放射線物理	小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部
線量評価	山田 裕司	(独)放射線医学総合研究所

【原子炉工学等の専門家】…今後、原子力防災専門家会議委員の就任を検討

※専門分野は、原子炉工学、核燃料等を想定

【防災顧問】…必要に応じて会議に出席し、意見交換・助言を行う。

専門分野	氏 名	所属・役職
地震対策	西田 良平	放送大学鳥取学習センター・所長(鳥取大学名誉教授)
地震対策	香川 敬生	鳥取大学大学院工学研究科・教授
津波対策	松原 雄平	鳥取大学大学院工学研究科・教授

中国電力との協議の場の設定について

【中国電力との協議】

中国電力社長へ4項目(安全対策、監視体制強化、安全協定の締結、国へのEPZの拡大要望)について申し入れ(5/27)
→中国電力、鳥取県、米子市、境港市など「島根原子力発電所に係る鳥取県防災体制協議会(仮称)」を設置し、上記項目について協議を開始。
(第1回目協議会・7月5日予定)

※概ね月1回のペースで開催



中国電力社長への申し入れ概要

- ① 今回の福島第一原子力発電所の事故原因について、プルサーマルの導入による影響を含めて詳細に分析、点検等を実施し、プルサーマル計画を含めた島根原子力発電所の耐震性・安全性について、徹底的に検証し、その結果を県民に情報提供すること。
- ② 県民の安全を確保するため、上記①を踏まえて、発電所施設等の津波対策、地震対策等について万全の措置を講じ、事故等による放射性物質の放出等に備えて、鳥取県内に常時の放射線等測定のためのネットワークの拡大、防災資機材等の整備を行うこと。
- ③ 県民の安全・安心を確保するため、鳥取県と安全協定を締結し、県内の関係自治体とも協定を締結すること。
- ④ 福島第一原子力発電所から30km以内の地域では避難等が指示されたこと等に鑑み、中国電力は原子力事業者の社会的責務として、EPZの範囲を見直すために、防災指針の改定や、関係隣接県の取扱いの広範囲化など、所用の措置を講ずるよう国に強く働きかけること。
- ⑤ 上記①から④までの課題を早急に解決するため、鳥取県及び関係自治体と中国電力での協議の場を設けること。

福島県への放射能測定支援について

1-①移動式放射能測定車(ホールボディカウンタ)の貸与

福島県から県民の内部被ばく検査のため、当県が所有する移動式放射能測定車(ホールボディカウンタ(WBC)搭載)の貸し出し要請があり、次のとおり対応。

■対応

○福島県に移動式放射能測定車を貸与。(当面3か月程度貸与予定)

○放射線技師を派遣し、機器操作を指導する。

※実際の測定は指導を受けた福島県等の放射線技師等が実施する。

■福島県の意向

○6月28日(火)から当面3か月間の貸与を要望。

○測定場所(機関)は調整中



福島県への放射能測定支援について

1-②移動式放射能測定車(ホールボディカウンタ)の概要

■移動式放射能測定車

事故等により原子力施設から放射性物質が放出等された場合に、対象地域に速やかに移動し、地域住民や防災活動要員に対し、放射能の汚染測定を迅速に実施し、汚染の有無を確認するとともに、シャワー等により除染処置ができる。

〔装備〕

測定室:体表面モニタ、ホールボディカウンタ等を搭載。

除染室:更衣室、シャワー室等を装備。



■ホールボディカウンタ

全身を測定対象として、体内に取り込まれた放射性物質(セシウム137やコバルト60など)から放出される放射線の量を測定し、内部被ばくの状況を検査することができる装置。

(計測時間は1名あたり約5分 ※受付、身体測定等除く)



2 緊急被ばくスクリーニングへの支援職員派遣

福島原発事故避難住民に対する除染や健康チェック等するため、厚生労働省健康局からの診療放射線技師等の派遣要請に対応し、職員派遣を行うもの。

■派遣日・派遣者

- ① 6月27日(月)～7月2日(土)
中部総合事務所福祉保健局 吉田副局長、津川診療放射線技師 (2名)
- ② 7月18日(月)～7月23日(土)
東部総合事務所福祉保健局 長井副局長 (1名)
- ③ 7月24日(日)～7月30日(土)
西部総合事務所福祉保健局 大城副局長 (1名)

■活動業務

福島第1原発から20km圏内への一時帰宅者等への
サーベイメーターを用いたスクリーニング(外部被ばく検査)等
の支援活動

■活動場所

福島県での活動予定場所は次の3箇所

- ・福島市 県北保健福祉事務所
- ・川俣町 川俣町体育館
- ・郡山市 郡山市総合体育館



福島県等に係る被災者支援対策の拡充について

被災地の復旧・復興の長期化、福島原発の事故による被害範囲の拡大や避難の長期化に鑑みて、避難者の受け入れ体制の見直しを行い、鳥取県で安心して避難生活を送って頂くための一層の環境整備を行うもの。

- 1 被災者向け県営住宅等への入居要件を緩和。
- 2 被災県からの要請に基づき、民間賃貸住宅へ入居する場合、経費(家賃、仲介料等)を支援。
※支援スキームの整っている被災県からの避難者が対象。
※対象世帯・支援内容は被災県により異なる。
- 3 生活支援金の支給要件を緩和

1 東日本大震災で被災された方の県営住宅等への入居要件の緩和

<現在>

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者のうち、住宅の全壊、半壊等により居住できなくなった方
- ・福島原子力発電所の事故に伴い避難措置、屋内退避を講じられた方



<変更後>

- ・東日本大震災に伴い、地震、津波等により居住していた住宅が損傷し、「り災証明書」を取得している方またはインフラの寸断などにより長期にわたり自らの住家に居住できない者等で「被災証明書」を取得している方。
- ・平成23年3月11日時点において福島県に居住し、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により避難されている方(※自主避難を含む。)
- ・局地的に放射能の積算被ばく線量が許容量を超える恐れがあるとして国が指定する地域(特定避難勧奨地点:ホットスポット)に居住している方

2 民間賃貸住宅に入居される方への支援

- 民間賃貸住宅の借り上げスキームが整っている被災県(岩手、宮城、福島)からの避難者については民間賃貸住宅への入居も支援。
- 被災者向け県営住宅など公的な住宅に適切な空き室が無い場合、県または市町村が災害救助法に基づく応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げし、被災者に提供。
- 既に、県内の民間賃貸住宅に避難されている方については、被災県からの支援要件に沿って、家賃、敷金等を負担。
- 借り上げ方法等は被災県のスキームに従い、県または市町村が契約。
※新規分については県が借り上げし、既に入居されている方については市町村による借り上げを想定。

2 民間賃貸住宅に入居される方への支援

○民間賃貸住宅の借り上げに係る被災3県の取り扱い

	借り上げの条件等		
	対象者	負担内容	期間
岩手県	・災害により住家が全壊、全焼又は流出した者 ・半壊以上の被害であるが、取り壊しが必要であるなど、自らの住家に居住できない者 ・長期避難区域の指定や二次災害のおそれがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない者	賃料、共益費、管理費、賠償責任保険料(2年分)、媒介手数料(賃料の0.525か月分)、退去時補修費(賃料2か月分) (注) 1 公共料金、駐車場料金は本人負担 2 既に契約して民間賃貸に入居している者についても家賃等の負担対象。	2年
宮城県	・災害により住家が全壊、全焼又は流出するなど居住する住家がない者で、自らの實力をもってしては、住宅を確保することのできないなど長期間にわたって住家に戻ることが難しいと見込まれる者 ・長期避難区域の指定や二次災害のおそれがあるなどにより、長期にわたり自らの住家に居住できない者	賃料、共益費、管理費、賠償責任保険料(2年分)、媒介手数料(賃料の0.525か月分)、退去時補修費(賃料2か月分) (注) 1 公共料金、駐車場料金は本人負担 2 既に契約して民間賃貸に入居している者についても家賃等の負担対象。	2年
福島県	・避難前に福島県に居住していたすべての世帯	入居にあたっての費用(敷金、礼金、仲介手数料)、月毎の費用(家賃、共益費、管理費、駐車場等)	原則1年 最長2年

3 東日本大震災で被災された方への生活支援金の支給要件の緩和

<現在>

- 次の①又は②に該当する世帯(者)で、鳥取県に避難し、1ヶ月以上居住する世帯(者)
- ・ ①東日本大震災により、従来住んでいた住宅が全壊又は半壊等の被害を受け、居住できなくなった世帯(者)
 - ・ ②福島第一、第二原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった地域に居住していた世帯(者)



<変更後>

- 次の①から③のいずれかに該当する世帯(者)で、鳥取県に避難し、1ヶ月以上居住する世帯(者)
- ①東日本大震災に伴い、地震、津波等により居住していた住宅が損傷し、「り災証明書」を取得している方またはインフラの寸断などにより長期にわたり自らの住家に居住できない者等で「被災証明書」を取得している方。
 - ②平成23年3月11日時点において福島県に居住し、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により避難されている方(※自主避難を含む。)
 - ③局地的に放射能の積算被ばく線量が許容量を超えるおそれがあるとして国が指定する地域(特定避難勧奨地点:ホットスポット)に居住している方

3 東日本大震災で被災された方への生活支援金の支給要件の緩和

● 支給決定状況

6月10日現在:21件 4,550千円

<対象拡大後の追加支給見込み>

⇒14世帯(者)(福島県からの避難者) 3,300千円

● 寄附金受入状況

11件 32,849,039円(6月10日現在)